

平成 15 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づく工場・事業場の立入検査を保健所と合同で次表のとおり実

施した。

なお、立入検査を実施した述べ 624 の工場・事業場の排水のうち 7 工場・事業場において、水素イオン濃度や化学的酸素要求量など、生活環境の保全に関する項目等が排水基準を超過していたので、保健所と連携して水質改善を指導した。

表 平成 15 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
立 入 事業場数	法 対 象	29	61	124	56	34	75	72	19	57	14	0	0	541
	条例対象	3	8	10	8	4	13	13	6	12	1	0	0	78
	未規制等	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	5
	合 計	32	70	134	66	40	88	85	25	69	15	0	0	624
検 査 項 目		<p>人の健康の保護に関する項目 (27 項目)</p> <p>カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ホウ素、フッ素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素</p> <p>生活環境の保全に関する項目 (13 項目)</p> <p>水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、全窒素及び全燐</p> <p>その他項目 (2 項目)</p> <p>ニッケル、及びアンチモン</p>												
検 査 件 数		<p>人の健康の保護に関する項目 1097 件</p> <p>生活環境の保全に関する項目 2938 件</p> <p>その他項目 31 件</p>												